

廃車や譲渡の際には手続きを 軽自動車税についてのお知らせ

■軽自動車税とは

次の車両の所有者または使用者に対してかかる税金のことです。

- ・原動機付自転車（125CC以下の二輪）
- ・軽自動車（125CC超～250CC以下の二輪と、総排気量が660CC以下の三輪・四輪）
- ・小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど）
- ・二輪の小型自動車（総排気量が250CCを超える二輪）

軽自動車税は、毎年4月1日時点の対象車両の所有者または使用者に課税されます。

対象車両を廃車・譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。手続きを代行してもらった時は、結果の確認をお願いします。

手続きの窓口は対象車両によって異なりますので下記をご確認ください。

身体に障がいをお持ちの方で来年度（令和2年度）の軽自動車税減免申請を予定されている方は、令和2年4月1日に車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者を確認してください。

《手続き・問い合わせの各窓口》

異動（廃車・譲渡）する車両が、

原動機付自転車（125CC以下の二輪、小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど）の場合



《問い合わせ》

税務課 軽自動車係
TEL(67) 2703

126CC以上～250CC以下の二輪、660CC以下の三輪および四輪の場合

《問い合わせ》

熊本県軽自動車協会
(熊本市東区東本町16番3号)
TEL 050(3816)1758



251CC以上の二輪および三輪バイクの場合

《問い合わせ》

熊本運輸支局
(熊本市東区東町4丁目14・35)
TEL 050(5540)2086



7市町村で徴収強化 令和2年度市町村税等の徴収向上対策に係る職員派遣に関する協定調印式

2月3日、阿蘇地域振興局で、阿蘇管内7市町村合同による市町村税などの徴収向上対策に係る職員派遣に関する協定の調印式が、各市町村長の出席のもと開催されました。

この協定書は、税負担の公平公正さを保つため、管内市町村へ税務関係職員を相互に派遣し、滞納者に対し捜索・財産の差し押さえ等を行い、滞納税の徴収強化を図るものです。

協定書への押印を終え、代表で吉良村長が、「熊本地震からまもなく4年経とうとしており、各市町村のさらなる復旧・復興のためには貴重な自主財源である税収の確保の重要性を再認識する必要がある。また、住民サービス向上のため、公平性を保つためには滞納は許されない。今後、税務職員がそれぞれ徴収スキルアップし、関係を強化しながら阿蘇管内市町村の税収向上に努めていきたい」とあいさつしました。



協定書に調印した阿蘇管内7市町村



調印後にあいさつした吉良村長